

# 電気通信事業分野における 新たな市場検証について

---

平成28年5月13日

総務省 総合通信基盤局  
電気通信事業部 事業政策課

- 2003年(平成15年)電気通信事業法改正により、規制の体系を事前規制から**事後規制**を基本とする枠組みに転換。**市場動向を的確に把握するための手段**として「**電気通信事業分野における競争状況の評価(競争評価)**」を導入。**市場支配力の有無**を中心に市場の競争状況を分析・評価。**政策立案の基礎データ**として評価結果を活用。
- 指定電気通信設備制度に関する検証等、**非対称規制**を中心に公正競争環境を検証するため「**ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度(公正競争レビュー制度)**」を運用(2012年度、2013年度に実施)。

## 競争評価

- 「**定点的評価**」及び「**戦略的評価**」で構成。
  - ① 定点的評価 → 経年的なデータの定期的な分析を実施。
  - ② 戦略的評価 → 毎年異なる特定テーマに焦点を当てて分析を実施。
- 試行段階の第1期(03~05年度)、戦略的評価を定点的評価から分離させた第2期(06~08年度)を経て、戦略的評価の強化・拡充等を行った**第3期(09~14年度)まで実施**。
- 競争評価の実施に当たり、客観性・中立性を確保するため学識経験者等で構成する「**競争評価アドバイザリーボード**」を開催。

## 公正競争レビュー制度

- 「**ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証**」及び「**NTT東西等における規制の遵守状況等の検証**」で構成。
  - ① ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証
    - (1) ブロードバンド普及状況に関する検証
      - ・整備率、利用率、契約数、市場シェア、利用者料金等
    - (2) 関係主体の取組に関する検証
  - ② NTT東西等における規制の遵守状況等の検証
    - (1) 指定電気通信設備に関する検証
      - ・第一種指定電気通信設備に関する検証
      - ・第二種指定電気通信設備に関する検証
      - ・禁止行為に関する検証
      - ・業務委託先子会社等監督の運用状況に関する検証
      - ・機能分離の運用状況に関する検証
    - (2) NTT等に係る公正競争要件の検証

# (参考)これまでの競争評価の取組

年度	定点的評価	戦略的評価
第1期	2003	・インターネット接続サービス ・法人向けネットワークサービス
	2004	・インターネット接続サービス ・法人向けネットワークサービス ・移動体通信
	2005	・インターネット接続サービス ・法人向けネットワークサービス ・移動体通信 ・固定電話 ・マイグレーション分析 ・隣接市場との相互関係
第2期	2006	・事業者間取引 ・隣接市場の相互関係 ・MNP制度の影響
	2007	・プラットフォーム機能 ・事業者間取引
	2008	・新サービスの影響
第3期	2009	・消費者選考の変化 ・競争政策の経済効果
	2010	・携帯電話端末、スマートフォン、タブレットPCの需要代替性の調査
	2011	・固定ブロードバンド・モバイルインターネットの上流サービス利用分析 ・FTTH市場における事業者間取引の状況
	2012	・移動系通信市場におけるMVNOの事業環境(供給側) ・市場間の連携サービスの利用動向(需要側) ・電気通信サービスの上流サービス利用の分析及び電気通信サービスのプライバシー意識の分析
	2013	・企業グループにおける連携サービスの競争環境への影響に関する分析 ・地域ブロックにおける超高速ブロードバンドサービスの競争状況の分析 ・固定ブロードバンド・モバイルインターネットの上流サービスの利用分析
2014	・固定系超高速ブロードバンドに関する事業者間連携サービスの競争環境への影響に関する分析 ・移動系通信に関する新たな料金施策の競争環境への影響に関する分析	

# 情報通信審議会「2020答申」における提言

- **情報通信審議会答申「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」(2020答申:平成26年12月18日)**において、2020年代に向けた政策とともに、**新たな行政運営サイクルの確立**が提言。

## 2020答申における政策の具体的方向性

### 適切な行政運営の確保

明確なルールに基づく公正かつ透明な行政運営を通じて自由競争を有効に機能させ、新事業・新サービスの創出や利用者利便の向上を図るため、**新たな行政運営サイクルを確立**することが適当。

### ● 統一的な行政運営の方針の作成・公表

適切な行政運営サイクルの確立に向けては、行政運営の予見性・透明性の確保が極めて重要。行政運営に関する統一かつ基本的な原理原則となるべき指針をあらかじめ定め、公表することが適当。

### ● 市場動向の分析・検証に関する行政運営サイクルの確立

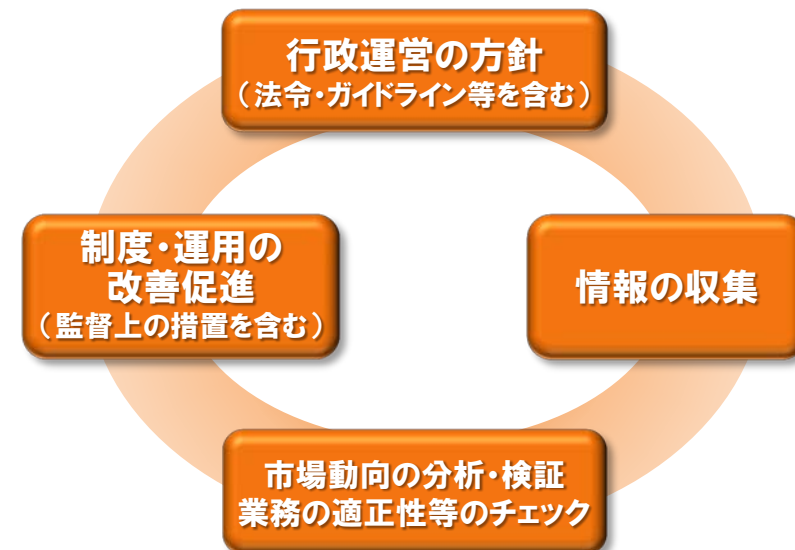
これまで市場支配力の有無等を中心に分析・評価してきた競争評価と非対称規制を中心に運用してきた公正競争レビュー制度を更に充実・発展させ、競争政策のみならず、料金政策等も含め市場動向を分析・検証する新たなツールとして位置付けることが適当。

### ● 各事業者の業務の適正性等のチェックに関する行政運営サイクルの確立

事業者への負担にも配慮しつつ、これまで随時のヒアリング等を通じて実施してきた各事業者の業務の適正性等のチェック体制を更に充実させるとともに、そのプロセスの明確化・体系化を図ることが適当。

### ● 行政運営体制の充実・強化

市場動向の分析・検証や各事業者の業務の適正性等のチェックに関する新たなサイクルの確立のために必要な組織の在り方や人員の充実等について検討を行い、行政運営体制の充実・強化を図ることが適当。



- 市場検証に関する基本的な考え方や重点事項等を示す「基本方針」を策定・公表。
- 各年度における重点事項、分析・検証の実施方針等を示す「年次計画」を毎年度策定・公表。
- 料金政策や消費者保護政策に係る市場動向も含む電気通信市場全般の動向について分析・検証を実施するとともに、定期的・継続的に電気通信事業者の業務の適正性等の確認を実施。
- 毎年度の分析・検証の結果等について「年次レポート」を策定・公表。今後、重点的に取り扱う課題・取組等を次年度の「年次計画」に反映。
- 市場検証プロセスの運用に当たり、学識経験者等で構成する「電気通信市場検証会議」からの助言を踏まえ、各取組を実施。

## 新たな市場検証プロセス

### 電気通信市場検証会議

客観的かつ専門的な見地からの助言

基本方針

年次計画

市場分析

各種データの収集・市場動向等の分析

市場の検証

公正競争環境及び利用者利便に関する検証

電気通信事業者の業務の  
適正性等の確認

定期ヒアリングによる確認  
(必要に応じ、報告徴求等を実施)

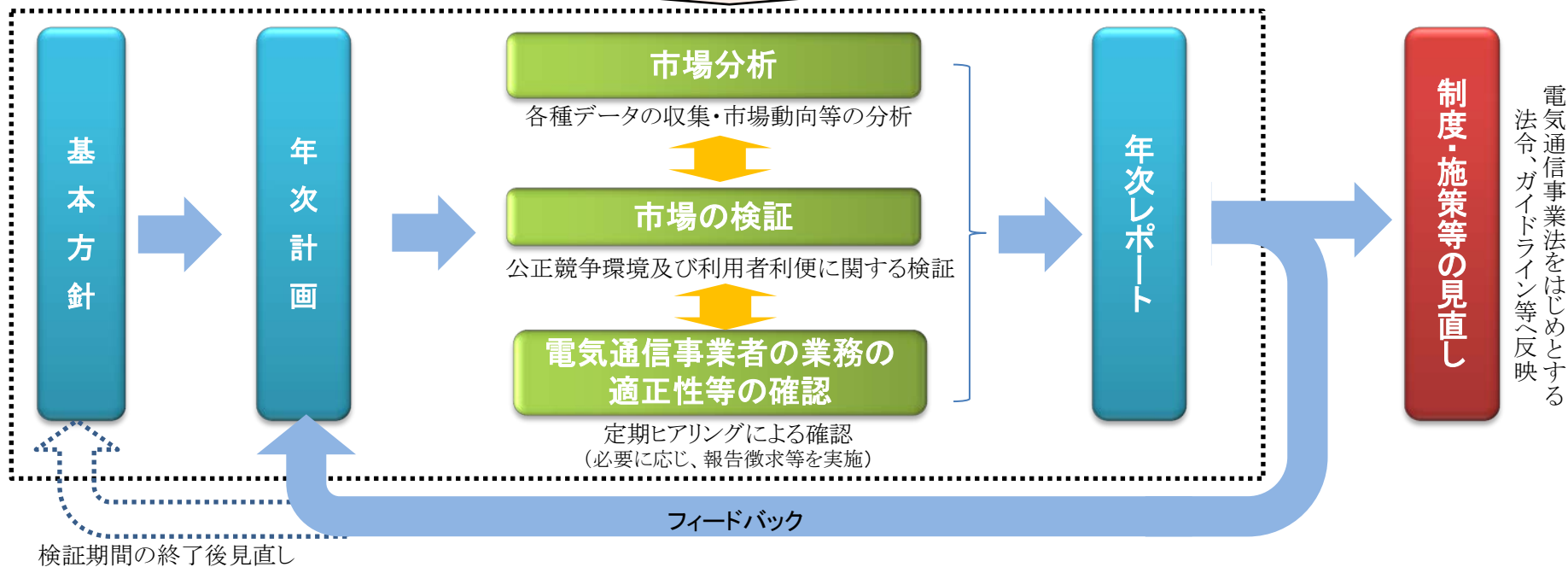
年次レポート

制度・施策等の見直し

電気通信事業法をはじめとする  
法令、ガイドライン等へ反映

フィードバック

検証期間の終了後見直し



# 新たな市場検証について

## これまでの取組

### 競争評価

- ・市場支配力の有無を中心とした評価(定点的評価)
- ・特定テーマに焦点を当てた分析(戦略的評価)

報告書の  
公表

### 公正競争レビュー制度に係る検証

NTT東西等の非対称規制を中心とした公正競争の検証

検証結果の  
公表

### 事業者監督

各担当課に  
おける監督

ヒアリング等の  
実施(随時)

- ※許認可等の原課により、必要に応じて随時ヒアリングを実施
- ※監督に係る情報は適宜関係課室等で共有

## 新たな市場検証

### 市場検証に関する基本方針及び年次計画

#### 市場の分析

- ・料金政策や消費者保護政策に係る市場動向も含む電気通信市場全般の動向を分析
- ・市場の最新動向、分析手法の研究

#### 市場の検証

- ・公正競争環境に関する検証(非対称規制に関する検証含む)
- ・利用者利便に関する検証

#### 業務の適正性等の確認

- ・重点事項を中心に定期的／継続的にヒアリング等を実施
- ・業務の健全性、適正性に係る問題の早期発見

年次計画  
に反映

### 年次レポート

市場の  
分析結果

市場の  
検証結果

業務の適正性等の  
確認の結果

総務省の施策  
(法令・ガイドラインの見直し、  
監督措置等)